

## 平成30年度第3回

### 吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会 議事録要旨

1 日 時 平成30年12月2日（日）9時00分～12時10分

2 場 所 吹田市役所 低層棟3階 研修室

3 欠席委員 なし

#### 4 議事録

（事務局）

お待たせいたしました。それでは定刻になりましたので、開始させていただきます。

本日は委員の皆様、大変お忙しい中、委員会に御出席いただきましてありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます、放課後子ども育成課の藤井と申します。よろしく願いいたします。

それでは、着席して進行させていただきます。

本日の案件は、留守家庭児童育成室運営業務委託事業者の選定の一次審査、書類審査でございます。

特別委員といたしまして、公募の対象育成室の保護者を代表いたしまして各2名ずつ御出席いただいております。

特別委員の方は、本日が初めての委員会となりますので、まずははじめに当委員会の委員をご紹介のほうをさせていただきます。

（委員紹介）

本委員会は、委託事業者を選定するという性質上、非公開の会議となっております。

ますので、委員のお名前や委員が推測される情報、あと応募事業者に関する情報、その他審議内容などにつきましては公表しないものいたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、机上配付させていただきました配付資料のご確認のほうをお願いいたします。

まず、1枚目が本日の次第でございます。こちらの案件の順に進めさせていただきます。2枚目が資料1ということで、右上に資料番号を振ってございますが、資料1が「一次審査スケジュール」ということで本日のスケジュールとなっております。3枚目が資料2ということで、「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準」でございます。以前お渡ししたものと同一ものです。

続いての資料が2部ホチキス止めで、参考資料1と2ということで配付させていただいております。資料の内容については後ほどご説明させていただきます。

最後に採点表でございます。こちらが先にお渡しされております仮採点表と同じ様式で、これが本採点票となっております。

あらかじめ、各委員の皆様のお名前と審査対象の育成室名、応募事業者名を入れさせていただきますのでご確認ください。

最後に、特別委員の皆様には、特別委員の御就任にあたりまして、正式に市長から委嘱状を配付させていただいておりますのでご査収ください。

以上が配付させていただいた資料の説明でございます。よろしいでしょうか。誤りとか漏れ等はございませんでしたでしょうか。

それでは、今後の進行は、委員長のほうにお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(委員長)

それでは、第3回目の「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等

委員会」を開催いたします。

まずは、事業者の募集結果の報告と本日の一次審査方法等について、事務局のほうから引き続き説明してください。

(事務局)

はい、それでは引き続き事務局のほうから、資料1のご説明をさせていただきます。資料1をご覧くださいませでしょうか。

今回、東、吹六、豊一の3育成室の各委託事業者を、11月1日から15日までの期間募集しましたところ、5事業者から応募がございまして、それぞれ1か所ずつの育成室に応募がございました。

資料のとおり、育成室ごとの応募事業者数は、東育成室が1、吹六育成室が3、豊一育成室が1となっております。特別委員の皆様には配付させていただいております資料には該当する審査対象の育成室の事業者名だけの資料とさせていただいております。

本日は、一次審査といたしまして、書類審査を行っていただきます。

事業者が提出した事業実施計画書や収支計画書、事業者の決算報告書類等を基に、第2回前回の選定等委員会において決定いただきました、資料2の「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準」に基づきまして、厳正な審査をお願いいたします。

なお、資料2の3ページに記載しておるんですけれども、3番「採点の基準」、こちらに審査基準の項目ごとに5段階評価をしていただくよう記載してございますが、市が直営で運営しています育成室の運営状況を標準点といたしまして、5段階の評価の真ん中の「3 ふつう」とみなしていただきまして、応募事業者の評価を比較して実施していただきます。仮に全審査項目が「ふつう」という採点の場合は、合計点が100点満点中60点となっております。

採点方法につきましては、まず、鉛筆やシャープペンシルで本採点票に仮で記載

していただくなどして、最終的に見直しをしていただいてから、ご提出の際はボールペンで該当欄に○（丸印）と右端に点数を記載いただきまして、事務局にご提出ください。読んでいただきましたら採点表を取りに伺いますので、挙手などして読んでください。

なお、特別委員の皆様につきましては、各入室育成室分のみの審査となっております。

各持分の育成室について、本日は一括して審査していただきます。審査時間につきましては、目安としては12時、正午までの終了を予定してございます。なお、もう少し時間が必要な委員がおられる場合は、その委員だけお昼休憩を取っていただいて、午後から2時くらいまでを目途に延長して続けていただくという流れで考えております。

待ち時間が発生いたしますので、本日は、最終の見直しまで終えて、各持分の事業者の本採点票を事務局に提出された委員から、順次ご退席というかたちをとらせていただきます。

その際、本採点票と参考資料1、2については事務局のほうに一緒にご提出していただいてご返却をお願いいたします。

それでは、参考資料1からご説明させていただきます。

参考資料1でございますが、応募事業者から提出されております、様式第4号「収支計画書」の内容を一次審査でご判断いただく上で、比較する書類が無いと難しいというお声をいただいたので、市の予算積算内容と比較いただくのが分かりよいのではないかと考え、事務局のほうで作成させていただいた資料でございまして、内容につきましては、市の内部情報ということで、本日お帰りになる際にご返却のほうをお願いしたいと思っております。

続きまして、参考資料2でございますが、内容につきましては後ほどご説明のほうをお願いしたいと思っておりますが、応募事業者が提出した提出書類の概要について

ということで、事業者の前年度の収支計算書、貸借対照表の内容をご解説いただく書類になります。評価項目の「2 法人の経営基盤」を審査いただくにあたりまして、事業者の決算報告、財務や経営状況については、専門的な知識が必要となるということで、本日の出席委員の会計のご専門でおられますA委員のほうから、あらかじめ資料を作成いただいたものでございます。こちらの資料につきましても、本日お帰りになる際にご返却のほうお願いいたします。

それでは、一次審査に入る前に、事業者の財務状況の一般的な判断ポイントなどをA委員から簡単に御説明いただければと存じます。

(委員長)

それでは、A委員よろしくお願いいたします。

(A委員)

よろしく申し上げます。

一次審査参考資料2ということで、お手元に資料があるかと思えます。1枚目には用語の解説、2ページ目につきましては決算概要ということで、各比率であったり、利益の金額なんか載っている資料があると思えます。こちらをベースに説明のほうさせていただきます。基本的に一次審査につきましては、選定基準を見ると細かいところは書かれてないですが、来週の二次審査ですかね、二次審査になりますと選定基準のほう見させていただきますと、自己資本比率であったり、後は黒字かどうかということで利益であったり、後は流動比率ということで、細かい視点が書かれていますので、今回のご説明に関しましても、二次審査を踏まえまして、この3つの視点をベースに簡単に財政状況のほうを報告させていただきます。

補足となるんですが、今回につきましては、応募いただいている事業者さん、株式会社だけではなくて、NPO法人、社会福祉法人ということで、営業を目的とする株式

会社に対して、営業を目的としないNPO法人、社会福祉法人ということで、全く法人の目的であったりも異なりますし、もっと言うとそれぞれの法人に適応される会計基準自体も異なってきますので、決算書の作り自体も全く異なってきますので、そういう観点からいくと同じ指標でそれぞれを比較するというのは少し難しいところもあるということで、そのあたりは1枚目の考え方というところに書かせていただいています。あとですね、NPO法人につきましては、特に法人の成り立ち等々から考えましても、財務指標で機械的に諮るということは難しいという側面もありますので、二次審査の選定基準のほう見ていただくとですね、特に運営実績であったり、運営体制、活動実績の面をベースに評価していただくようなかたちの記載もありますので、そこも合わせて補足だけさせていただきます。それでは一次審査の参考資料の2ページ目のほう、数字が書いてあるところを見ていただければと思います。

まずは、東育成室のほうからになるんですが、こちらにつきましては社会福祉法人さんということで、そもそも経常利益という考え方が社会福祉法人さんにはありませんので、この欄につきましては空白とさせていただいているんですが、それに近い経常利益一般の株式会社でいうところの経常利益に近い概念の部分につきましては、黒字をプラスということで確保できているということを補足だけさせていただきます。続きまして自己資本比率といわれるところになるんですが、計算式が総資本に対する純資産の割合ということで、総資本というのは簡単に言うと総資産とお考えいただければ分かりやすいと思うんですが、それに対して純資本、こちらは法人の資産から負債を引いた差額、分かりやすく言えば過去からの利益の蓄積という感じでお考えいただければお分かりいただきやすいのかなと思います。こちらの比率につきましては、一般的に法人の長期的な安全性であったり、健全性を表す指標ということで、特に財政状況の安全性を表す指標としましては、重要視される指標となっています。社会福祉法人さんにつきましては、一般的に70%あれば比較的健全、かなり健全と言われる中で、こちらの社会福祉法人さんにつきましては95%ということで、かなり自己

資本比率という観点から見た安全性の状況からいくと健全性は非常に高いのかなあと  
思います。続きましてその右隣の流動比率というところになるんですが、こちらは算  
式につきましては、流動負債に対する流動資産の割合をパーセントで表しています。  
流動負債って何かというところなんですが、ごく簡単に補足させていただきますと、  
1年以内に払わないといけないものというふうにお考えいただければと思います。例え  
ば借入金の返済であったり、業者さんに対する支払い、直近1年以内に払わないとい  
けない負債とっていただければと思います。それに対して流動資産、流動資産につ  
きましては、手元にある現金、もしくは1年以内に現金に換えることができる資産と  
いうことで、この比率が何を表しているかと言いますと、直近で払わないといけない  
ものに対して、手元の現金なり現金に換えることができるものの割合を表していまし  
て、これが100%を割ってしまうということになれば、来年1年間で、支払い、資  
金繰り面から見た支払いに少し厳しさがあるのではないかというものを表す指標にな  
っています。でこちらの社会福祉法人さんにつきましては831%ということ、一  
般的に社会福祉法人さんにつきましては、200%が基準とされる場所ではあるん  
ですが、それに対して831%ということですので、この比率から見た安全性、健全  
性につきましては非常に高いというふうに見ることができるのかなあというふうにし  
います。あとは右側にある基本財産、純資産という項目がありまして、こちらは社会  
福祉法人特有のものということになってはいますが、参考程度に見ていただければとい  
うふうに思います。

続きまして2番目の豊一育成室になります。こちらにつきましても社会福祉法人さ  
んということで、経常利益という考え方はないんですが、経常利益に近い概念のもの、  
利益につきましては、プラス、黒字ということで計上いただいているということをお  
口頭で補足させていただきます。続きまして自己資本比率、こちらは社会福祉法人さん  
につきましては、一般的に統計的には70%以上あれば非常に健全性が高いと言われ  
る中で、こちらの社会福祉法人さんにつきましても87%ということ、自己資本比

率から見た安全性については極めて高い、非常に高いというふうには言えることができるのかなあというふうに思います。続きまして流動比率のほうを見ていきますと、こちらも一般的に統計的には200%あれば優秀というか安全性が高いと言われている中で316%ということですので、流動比率、資金繰りの観点から見た安全性についても非常に優秀、問題が見受けられるような状況ではないと判断できるかと思えます。

続きまして3つ目の吹六育成室のほうになります。まずこちらはNPO法人、特定非営利活動法人ということで、さきほご指標ではなかなか判断しづらいですということとを補足させていただいたんですが、仮に株式会社と同等の考え方で見た場合ということで、補足で指標のほうも記載させていただいています。でこちらにつきましては、まず経常利益のほうを見ますと、赤字じゃなく黒字を計上いただいているということで、非営利ですのももちろん利益を上げることが目的とは言えないですが、まあ運営の中ではきちりとプラスで運営できていることが伺えるかと思えます。次に自己資本比率というところになるんですが、こちらにつきましては、まあ一般的に株式会社でいうと大体40%が一つ目安とされることになるんですが、大体35%ということで、健全のラインである40%を若干下回ることにはなるんですが、非常にこの40%というのは最低これだけほしいという比率というよりは、40%あれば非常に健全というかたちですので、35%という比率を見て問題があるかと言われるとそうではなくて、ものすごく優秀というかたちではないですが、特に問題があるようなかたちの比率ではないということとを補足だけさせていただきます。続きまして流動比率、こちらは一般的に株式会社で見ると100%を基準で考えられるところなんですが、大体191%ということで、株式会社の比率と比較するとそれを十分に上回っている比率はあるというふうなかたちになっています。続きまして4つ目、こちらは株式会社の事業者さんになります。こちらの事業者さんにつきましては、経常利益が19.6億ということで、非常に規模に対してみても申し分のない利益を計上して運営されていることが分かるのかなあと思えます。続きまして自己資本比率のほうなんですが、



株式会社につきましては一般的に40%あれば相当健全と言われる中で、それを上回る45%のほうを計上いただいていますので、こちらにつきましても非常に自己資本比率から見た健全性は高いのかなあというふうに思います。続きまして流動比率のほうなんです、こちらは株式会社につきましては、100%が一つの目安とされているんですが、大きく超えているわけではありませんが、その目安自体はクリアできているということで、ここから見たときに今すぐに何か問題があるかということ、そういうことを判断できる指標ではないということをお知らせさせていただきます。最後に5つ目の、こちらは社会福祉法人さんになります。社会福祉法人さんにつきましては、経常利益という考え方はありませんが、経常利益にあたる利益につきましてはプラスを計上できていますので、その点は口頭で補足させていただきます。自己資本比率につきましては、一般的に社会福祉法人さんにつきましては、70%が健全性のラインとされる中で93%ということですので大きく上回っていますので、ここから見ても非常に健全性の高い法人さんというふうに言えることができるのかなあと思います。最後に流動比率のところになるんですが、こちらの社会福祉法人さんにつきましては、一般的統計的には200%がラインとして見られるんですが、こちらもお上回っているということで、特段健全性に問題があると言えるような指標ではないというふうに見れるのかなあと思います。

簡単にはなりますが、各事業者さんの財政状況を報告させていただきます。

(委員長)

ありがとうございました。それでは、お答えいただけそうな範囲でご質問などあればお答えいただこうかと思いますが。

(B特別委員)

先ほど流動比率に関して、流動の負債分の流動資産とご説明いただいて、20

0%が大丈夫とお聞きしたんですけれども、その流動負債の内容に関して、いろいろ項目が書いてあるんですけども、豊一なんですけど、なんで負債が少なくなったか、316%ということでもとてもいい値ということだったんですけど、内訳みたいのを見ても、賞与などは減っているのかなというふうな。かなり1,300万から当年度末が385万、すごい減っている記載があるんですけども、パーセントだけじゃなくって、賞与が減っているということは詳しくは分からないですけども、人に対する給料とかボーナスが減っているということだと思うんですけど、内容に関してパーセントだけで判断すべきなのか、これはちょっと詳しいことはこれだけしか分からないですけど、その賞与も減ってるなということも内容を判断する材料にさせてもらってもいいですか。

(A委員)

そうですね。まず流動比率というパーセンテージの簡単なご説明をさせていただきますと、まあ資金繰り面で事業者としての資金繰りがどうかという短期的な安全性を表す指標なんですけど、一方で今おっしゃっていただきました、例えば賞与引当金のところを見ると大きく減っていますので、その点を見て、例えば減っていることがどうかという視点もあるかとは思いますが。ただ減っていることが、例えば今までならして見たときに前年がもしかしたら比較的多くて今年が減っているかもしれないし、なので一概にどういう意思決定で法人さんがこのようにされたのかっていうところは、なかなかこれだけの指標だけでは判断しづらいんですが、ただおっしゃっていただいた視点はもちろんあるかと思えます。

(B特別委員)

なかなかいきなりこのまあね、保育士さんとかある程度担保されていたら、そんなに大きく1,000万も変わることはないのかなって感じるの、どうなのかなって思っ

てお聞きしました。ありがとうございます。

(委員長)

他にございませんでしょうか。

(C特別委員)

すみません、豊一ですけども。事業者のほうから出てきた資料の中で収支計画書、今ご説明いただいた一次参考資料1と同じ書式のものですね、あらかじめファイルに入って我々のほうに配られていたと思うんですが、そちらのですね、事業者のほうから出てきたものですね、ちょうど合計金額、支出予定の合計金額と今出していたいただいた委託料の見積り上限額の内訳、吹田市から発信されたものの合計額、ちょうど同じ額で書かれています。その中でですね、手計算で出ている数字を全部計算させてもらってましたら、支出の予定の合計額がですね、そこに書かれているもの、一億九千万飛んで飛んで八万円と比較しますとですね、全部手計算で計算しますとですね、一億九千七百七十四万円ということですね、若干額が違う額になるんですけども、そもそもこの事業者から出ている収支計画書のですね、支出の全合計額がですね、書かれている数字を手計算でするとはみ出てしまっているのは事業者側の間違いであるのか、それとも何が意味があるのかというところをちょっと見極めていただきたいのと、それと、今吹田市のほうから出されましたこの委託料見積り上限額というものが、190,080,000円、これをですね事業者のほうから出てきたものが上回っていますので、上回っている時点でですね、欠格になるわけじゃないんですか。

(A委員)

まず一つ目のところなんですけど、計算に誤りがあるのではないかとこのところなんですけど、その整合性のところは確かにおっしゃるとおりかと思います。それでもう

一つの二つ目のところなんです、そこに関しては逆に事務局のほうにお聞きしたいなど。

(C 特別委員)

上回ってるんで、募集要件のホームページ見させていただいたら、見積額を超えていた額を提示した場合欠格と書かれているのはホームページ出てますんで、これこちらの事業者さん欠格ではないんですか。

(C 特別委員)

よかったです。もう一度、この白いファイルの中の豊一に対する事業者さんの12ページですね、資料4の見出し4の12ページの同じ書式の収支計画書をちょっと手計算していただけたら。ずれが出ると。ずれてますよね。

(A 委員)

僕も計算はさせていただきました。おっしゃるとおりです。

(事務局)

確かに計算すると誤りが出ておりますので、上限額というかたちでどちらを取るかというかたちになるかと思うんですけれども、一定審査の中の対象になるかとは思いますが。

(C 特別委員)

これだって、出されている数字が要は一番下の段の、190,080,000円、一億九千万飛んで八万円の、この額は間違えた額ですよ。ちょっとお持ちではない方もおられると思うんですけれども、出ている資料のですね、人件費のところのす

ね、全部足していきますと4万円ほどの開きがあったりですね、他も足していきますと全部で、引いてなんぼになりますかねこれ。おおよそですけども、百万程度かな。ちょっと計算しますね。166万ほどオーバーしてるかと思うんですけども。どちらを取るのかっていうのはこれね。

(事務局)

普通想定されているのはですね、見積りを超える場合っていうのが審査後の交渉とかせていただく場合とかで、明らかに超える場合というところで想定をしております、こういうその、ここが計算が間違っているというのがあまり想定がありませんでして、確かにその、ここの合計を見ると確かに下回っている、足すと計算を間違えてますよということになりますので、そこは一定、明らかにそのすぐに失格というわけではなくて、審査の中で減点の対象としていただくのが通常になるなと考えています。

(C特別委員)

じゃあどんな場合に欠格になるんですか。どんな場合に欠格になるんですか。

(事務局)

通常ですね、審査をさせていただいてからですね、1事業者決まるんですけども、そこで最終的な交渉というかたちをさせていただくんですけども、その場合に最終、契約に上がるときに出された金額を、当然超えていると意思がないというかたちになるんで失格というかたちにはさせていただいてるんですけども。

(C特別委員)

ホームページのほうに欠格事項の説明で、「候補事業者に次の行為があった場合に

は失格とする」。失格のところに「選定対象から除外」というところがありますんで、今選定が始まっていると思いますんで、選定対象に上がっていること自体が、これはこちらの吹田市が一番最初に書かれた「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務受託事業者共通募集要領」の事項に抵触していると思いますんで、選定対象に上がっているというところで、この欠格事項を飛び越えて今テーブルに上がっているということですよ。選定しないということで、選定対象から除外ということなんで、このテーブルに上げてはならないということではないですか。

(事務局)

先ほど課長からの説明では、どちらを取るかっていう話をさせてもらってるんですけども、合計金額のところではいいですと金額内に収まっているということになると思うんです。もしそれがそういうことなのであれば、内訳の中の金額が誤記入というか間違いということも考えられますので、それをもって今の時点で欠格というふうに考えていない、決めれないという判断です。

(C特別委員)

誤記入であった場合に、当然ながら事業者のほうに誤記入じゃないですかって尋ねられますよね。そうなった場合に事業者のほうからあらためて正しい収支計画書が上がってきますよね。ということは入札に対して額を変えることができるっていうふうに捉えますよね、これ。ですよ、だって皆さん入札してくださいということで、それが入ってきて、応募されてきて、応募内容これ間違っただけで言うて、もっ回返して書き直すっていうのは真意にならないんじゃないですか、これ。ここでおかしい、ここのやり方おかしいよ、だから言い換えてくださいよ、じゃあ言い換えますよっていうのであれば、こちら選定じゃないですわね。

(事務局)

ですのでこれが審査の対象というかたちになりますので、そこは見ていただいて、間違っているということでしたら、低く判断していただく。

(C特別委員)

いやいやだから、テーブルに上げてはいけないんじゃないですか。どう委員長考えます。

(委員長)

私もそこまで細かい計算までできていなかったところがあったんですけども、本来であれば受け取った段階でその分確認して誤りがあれば、こちらの委員のもとに届く前にもう一度提出し直していただくとかいう方法もあったかもしれないなと思うんですが、こういう状況で今ある中でじゃあどうするのかっていうところになるかと思うんです。今回はもうこれ以上のことは、事業者さんからの状況も分からない状況ですので、もうこの状態で審査のほうを進め、二次審査に入ったとしたら、二次審査の段階では必ず新しいものを出していただくというふうな進め方をできればと思うんですが。

(C特別委員)

選定対象には上げるという判断ですか。

(委員長)

合計金額の部分はこの状態になっているというところでいうと向こう側がどういう意図でこういうふうなかたちになったかはちょっと分かりませんが、なんらかの誤記入というかたちで、誤記入を認めるというところもすっきりしないかもしれま

せんが、少しその部分には猶予を与えたかたちで、今回は判断するのも一つなのかな  
と思います。ただ事業者の、何というんですかね、問題として取り上げて判断する  
という方法もあるかと、2つの方法があるかと思います。そうですね、私もまとまっ  
ていないですけども、ですのでその辺はここで。

(副委員長)

可能性でしかないんですけど、事務経費のところの計算式が、年間の84万×3年  
で84万っていう変な式になっていますよね。でこのところが、そのまま84万が3  
年分だと思って計算すると、まあ提示額以下になるかと思うんです。ここで3年分を  
さらに3倍して計算されたのかとか、ちょっとまあ可能性でしかないですが。

(C特別委員)

ですがこれね、他のところもそうなんですけど、ゼロに対する点の打ち方が違っ  
たりとかいろいろあると思うんですが。

(B特別委員)

計算間違いがすごい多いですよ。

(委員長)

すごいですよね。私もこれ細かいところまで見てなかったんですけど、この計算で  
どういう数字になるのかなって。ただこれだけじゃなくて、全書式を見ていく中で、  
誤字脱字もかなり多いのが、ここの事業者さんだけではなく全体を通して思われると  
ころなんです。誤字脱字とみなすとかなりおおらかなかたちにはなりますけれども、  
今回で審査が決定するっていうわけでは。



(B 特別委員)

そうですね。

(委員長)

これで何かがついていう部分ではないので、もしここでご了承いただけるようであれば再提出っていうのが妥当かなと思うんですが。

(B 特別委員)

再提出っていうのはそういうものなんですか。公的な文書ってお聞きしたんですけども。それって再提出ってあるものなんですか、こういう文書のところで。なんかそういうものなんですか。

(C 特別委員)

もう出来レースになっちゃいますよね。だってその時点で吹田市と業者側が、要はこの選定内容が業者側にもれるということになりますよね、この委員会の内容が。僕の発言が実際事業者の側に伝えられることになりますよね。ということはこの委員会の内容がもれるということですよね。ということは一番最初にお話があったように、この内容っていうのは当然ながら○が出るか×が出るかまでは事業者には伝えてはならないものやと思いますので、それが実際に審議中、審議過程において、一次・二次の過程においてもらされるっていうところが、ちょっとこういった審議会、2億程度のお金が動くものなので、それに対してここでそういった行動を吹田市がとられるっていうのは、ある意味談合に近いものが出てきますよね。

(事務局)

中身はおそらく類推するには誤記入、計算も間違えているのかなあと推察できるん

ですけれども、これはその上で判断をしていただいて、実際はこうなんですよと、おっしゃるようにもし一次が受かった場合に確認をするということはとっても問題はないのかなあと思っているんですけども。

(委員長)

どここの計算が間違っているではなく、この最後の合計金額とが異なっているというふうなことを。

(C特別委員)

ですけど、すみません。実際に事務経費のところ、これに関しても、252万と84万の記入ミスがあったしても今計算しましたら、その差額も今申し上げた一億九千飛んでの八万円から実際の合計額を引いたときの誤差とは違う額になってますんで、その誤記入でもないんじゃないかなあと思うんですが。でまあ、たまたまだと思うんですが、吹田市のほうから出てきた委託料見積上限額というものがちょうど同じ額でぴったり合った状態が出てきてますんで、非常に、事業者のほうからもちょうどに合わせるっていう意図がものすごく見えてるんですけども。ちょっとこれを本当に、選定対象から除外するっていう文言がある以上、本当に選定を続けられるのかっていうところですけども。

(事務局)

事務局のほうからですけども、この度参考資料1としてお示しさせていただいている額と当応募事業者の合計額が一緒になっているという点につきましては、募集要領のほうでお示ししております基本となる委託料と個別の支援を要する障がい児を受け入れる場合の加算委託料、こちらを同じ人数加えているというところで一致しているものと見ております。当応募事業者の収支計画書の内訳と合計額が不一致であると

いうところにつきましては、事務局のほうも気付いていたんですけれども、提出期限の後に気付いてしまったというところがありましたので、差し替えということはもう出来かねるという判断をさせていただきまして、委員の皆様には同じ資料をお渡しして、この場において今回その点のご指摘がありましたので、どうかたちで当委員会で判断するのかっていうのをご意見が出ればご協議いただこうと思っておりました。委員会の議事につきましては、当然市がもう手を離れているといえますか、委員会の中で協議いただく、審議いただく場となつてございますので、委員会規則に基づいた運営をしていただく必要があるかと思ひます。委員会規則のほうにつきましては、委員会の議事につきましては、「出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する」とございますので、ご指摘のこの事案といひますか、状況につきましては、どういふ判断をするのかっていふのはまずは一定委員の皆様でご審議いただひて、決を採るといふふうな状況でございましたら、出席委員の過半数でご判断いただひて、同数であれば委員長のほうで決していただければと考へてございます。

(C特別委員)

すみません。今の藤井さんの質問なんですけど、逆に期限までに気付かれていた場合には、応募してきた内容を吹田市が指摘してつき返して書き換えさせることができるということですよ、今の発言でいくと。そうなりますよね。それはこういった応募ではそうされることは、それはもうもはやあらかじめ我々がいただひてるような採点基準これをある程度示すっていかたちとなるのとよく似たかたちになると思ひんですが。藤井さんが承諾書を我々が書いたときに漏らしてはならない事項を幾つかうかがいましたけれど、その事項を吹田市が自ら漏らすということになりますよね。今のあれでいうとね、もし間違いに気付かれていたら間違いですよってつき返すっていふのは。いうたら事業者のほうのですね、我々は事業者が杜撰であるかまでを見極めないといけない立場やと思ひますので、その部分を吹田市が間に入って操作をする、

要は吹田市も協力して作った書類になりますよね。渡されたときには右から左に預かったものをあなたに預けますよってかたちで藤井さんからお預かりしましたけれど、今の内容でいきますと、この内容に関して吹田市が関与するというような内容だと我々受け取ってます。おそらくそう受け取られる方もおられるかと思うんですけれども。でまた今この話でいきますと、この委員会の中で、この間違いを指摘して、正しいものが出てくる可能性があるというようなニュアンスでしたけれども。要はこの事業者のほうから出てきたこの応募書類を委員会のほうで指導して、いうたら内容を書き換えさせると、この内容を変えることに我々の委員が加担するということで受け取れるんですけれども。実際そうですね、ここで話が出てきてもしも継続するのであれば、ここは間違いここでしたって言うてきますよね、その場合は我々のほうから事業者に対して、この収支計画書の書き換え、変更、委員会の議事に馴染むように変更させることを我々が誘導するということになりますよね。ですよね、それが許される委員会なのかっていうことなんですけれども。まあ第3回っておっしゃってまして、これまで第2回目までがどういった話だったのか分からないんですけれども。それが許される委員会、組織であるのかってことは、我々実際に子どもを預けますんで。今後こういった計算間違い、計算間違い自体があってもちょっと我々疑問が出るんですけれども。これからもあるのかなと。ちょっとそれをこの委員会が正すように誘導するっていうのは個人的には一委員としてどうかなというふうに思います。これについては、委員長も事務局のほうもどういうふうにお考えでしょうか。

(委員長)

あくまでもこのようなケースは。

(事務局)

通常ですね、こういう提出物等なんですけれども、明らかに誤りが分かった場合に

は当然受け取ってすぐこれ間違っていたら失格っていう類のものではないと考えているんですね。例えば名前を間違っていたらそれでも受け取ったら失格なんですかってそういうのと一緒で、明らかに間違っているものについては当然ここですよっていうやり取りは当然市としてはさしてもらっても問題ないと考えています。

(B 特別委員)

項目に欠格事項に書いていることを。

名前間違いとかは全然書いてないので、書いてあるということ。

(C 特別委員)

欠格事項の中に誤字脱字というのは書いてませんので、まあ虚偽の記載があった場合これは欠格と書いとります。ただ誤字脱字は虚偽とは違うのかなっていう認識は一般的にあるかとは思いますが。ただ「市が提示する委託料（見積上限額）を超える見積りを提出した場合」ですから、提出してますよね、選定のテーブルに上がってますよね、で選定のテーブルに上がって選定対象から除外するっていうのが、吹田市のほうにこれ吹田市のほうから上げてますんで。それでもこの議事が進むのであれば、一般の我々の後ろには200名を超える保護者がいますんで、保護者両親揃ってると仮定して、子どもたちの人数を入れると500名を超える人たちが我々の後ろにいますんで、代表して来てますんで、それを今ここに具体的に書かれている事項に反してこの議事が進んでいくっていうものがあるのであれば、非常に言いにくいけど密室会議ということになりますよね。

(事務局)

どう取られるかに、今回に関してはなんですけれども、合計額をもってそれと判断するのか、それを足した分をやっぱりそうだとするのかというところにかかってくる

かと思うんですけれども、当然その私どもは合計をここの数字を見て中に入ってますよねってことで考えておりました、おそらく間違っているのかなあというところで判断させていただいたところなんですけれども。

(C特別委員)

それはもう指摘した時点で当然ながら都合のいいほうを事業者のほうは額の大きいほうじゃなく、小さいほうが正しいですよっていうことは当然言いますよね、指摘した場合には。

(事務局)

当然これ収支計画に関してもいろんな審査の項目の一つになりますので、当然こういう間違いがあったらそこは皆さん低く審査されるのが普通なのかなあと考えておるんですけれども。

(事務局)

事務局といたしましては、この度応募があったということで、募集要領に則した、仕様に則した運営をしたいという意思表示と当然受けますので、予算の範囲内で運営を受託するという意思が当然読めますので、この度出てきました収支計画書につきましては、それを超えてまで運営したいという意思とは当然取れないです。ただ中身として計算が誤っていて、結果として内訳を足すと募集要領で示した委託料上限額を超えてしまっているというところですので、事務局としてどう考えるかということですが我々としては応募の意思があって、その提出書類の中に誤りがあったと、それについて、誤りの度合いもあると思うんですけれども、誤字脱字なのか、こういう数字的なところは大きいので、当然検算して間違いが無い状態に出すべきものなので、もし誤りがあった場合は大きく減点すべきだという考え方も一つあると思いますし、合計は

当然ぴったりの数字で出されているので、誤字脱字と同じレベルでやむを得ないと言いますか、というところで。

(B 特別委員)

合計って、こことここが合ってるだけで。

(C 特別委員)

収入合計と支出合計ですよ。

(B 特別委員)

合計は合っていないと思うんですね。計の収入、委託料と計が合ってる、同じだけで中身はいろいろ間違っている。

(事務局)

中身はいろいろ確かに誤りがあります。

(B 特別委員)

間違ってるんですよ、そこを肯定的に取れというか、その意思があるから OK というのは審査の上ではないかなって思ってしまいうんですよ。審査するからにはこの資料を基にこれで判断するっていうのがやっぱり基本原則なのかなって思うので、これで推測してきっと間違いだろうとか、きっと意思があるだろう、意思はあるからもちろん応募してきてると思うんですけども、それをこの間違いを基にとか、これを基にこれはきっと応募の意思がその範囲であるだろうとか、推測じゃないですけど、それはちょっと違うのかなと思うんです。もちろん間違いかもしれないですし、分からないですけども、ここがこれを提出してきた材料なので、私たちはこれでしか判断で

きないですし。それを基に妄想とか推測っていうのはちょっと何か間違った方向に行っちゃうのかなと。

(C特別委員)

それに重ねて、今の藤井さんがおっしゃったね、大幅に減点されてもいいですとか、そういうのは我々は選定委員で、皆さん事務局ですので、選定方法、採点方法、採点基準についてそこで個人の考えを述べられるのはちょっと場の誘導になるのかなと思いますんで、それはちょっと控えたほうがいいのかと思います。あと、市が出された委託料見積上限額内訳、市から出た書類のですね、まあ指摘しているのが人件費のところですけども、市のほうからは957万円が3年間相当で出ています。年間三百云々の掛ける3年957万、でそれに対して、事業者のほうから出ている人件費というのがですね、年間84万掛ける3年ということで、その内訳は応募する事業者の自由だと思うんですけども、ただ市が想定している額とですね、今ここで都合のいいほうを取ろうとなったときに、事業者のほうは年間84万を想定で出していると、吹田市のほうはこれ内訳としてですね、年間319万を想定していると、これだけ開きがあるので、年間で200万以上の開きが出ています。つまり3倍以上の開きが出ていますので、それでしかも3倍以上の開きが出ているほうの低い額を取ってあげようじゃないかっていう議論がここ出るっていうのはどうなのかなって。

(副委員長)

勝手な推測でしかないので、私もそれが確実だとは決して思わないです。

(C特別委員)

それはもちろん思わないですけども。ただそこを見てもですね、ちょっとどうなのかなって。であれば当然ながらあまりこの場でぴったり収まるほうの数字を安易に、



市のほうが900万を超えて予想しているものを事業者が80万で出してきた、もう800万以上開きがありますんで、それはちょっと自然ではないのかなって思うんですけれども。この場でね、推測してきつと事業者はこっちを出したかったんだろうなと推測するにはちょっと額の開きが大きすぎると思いますので。

(委員長)

事務局にも私からすみませんちょっと確認なんですけれども、この募集要領の中では加配の分は入れずに上限額を決められているかと思うんです。今回これは加配を入れられた金額で、市が内訳、見積と一緒にしているかと思うんですけれども、この辺は何かお問い合わせがあって、4名でというふうなかたちの加配の内訳を出されたのか、この資料同士は照合が取れるようなかたちにはなってるんですけれども、募集要領、それこそ特別委員の方々がご覧になられているような一般的な募集要領からはどちらかというに加配が抜かれた1の後5がくる数字が最後上がってくるのではないかなあというふうに思われる中で、ちょっと不自然な感じが見受けられるんですがその辺りは事前に何か質問などがあったということですか。

(事務局)

複数の応募事業者から加配の話というのは、質問というのはなかったんですけれども、この4名の加配人数で含めて出されているのは、現状の加配の人数というのを募集に対して全応募事業者からいただいています質問の中で、質問に対する回答の中で現状をお示ししております、その人数を基に出されているのではないかなと思います。我々が出させていただいています参考資料1の人数につきましても現状の人数で、まあ加配の人数というのは来年度の入室の状況によってこれからするという関係で、今時点で決まっているものではないのでお示しできるのはもちろん現状の人数ということで、参考資料1についても質問に対する回答についても4名というかたちでお示

ししております、その4名という数字は全応募事業者が確認できる状況でございますので、その数字を使われているのではないかと思います。

(委員長)

本来であればこの収支計画書が出て、この数値を事務局で受け取られて確認されて、応募要領との観点で比較をされたときには、1億五千の応募の金額に収まっているかどうかを確認されるころなのかなあというふうに思うんですが、あの事業者によって色々だったのかなあ今回他のところとも思いますが、その部分はどういうふうな、これまでもあったのかなと思うんですが。収支計画というところでは、この加配を入れた状態であればこの募集の上限額よりも高くても、あっこれが予算内だというふうに判断される。

(事務局)

内訳としまして加配としていくらを含めているというのが見えるかたちで出されている状況であれば、それを除いた上で基本となる委託料の、市が委託料上限として示しています金額と超えてるかどうかというところで見ただけだと思いますので、市としましては受付の段階で選定対象外とは考えてございませんでした。

(委員長)

きっと一般的な考え方からすると本当に加配が4名かどうかは分からないという中でこういうふうなものが出てきたら、オーバーしてるんじゃないかって、さっきの細かい部分でいうとっていうお話にも繋がってきてしまうのかなと思いますので。

(C特別委員)

加配は引いてもオーバーしますからね。

(委員長)

ですよね。そういう部分でいうとかなり違和感がある収支計画書になってしまっているのではないかなあというふうにも見れると思います。もちろんその一億五千万円台の一般募集の金額とは違うというところで見ることもしょろもしれないなあと思うんですが、その辺は、そうですねえ、私も結論があるわけではなく、これを含めて、まあただ、どういうふうな見方をするかはいくつか選択肢はあるかと思いますので。

(副委員長)

おそらく今回に関しては、欠格事項といいますか、書類審査でこれは欠格ですということが比較的曖昧だったので、これは入れざるを得ないというご判断だったのかなあと私は思っています。で、もちろん他の選定事業者さんとの公平性の問題もあるので、この事業者さんだけを内訳まで計算して、それに合わないのが欠格ということにすると、他の事業者さんこれまで含めて計算間違いとかミスですとか転記のミスというのはいくつかあったと思いますので、今回もあると思いますので、そちらもじゃあ一律に不適格にしなければ公平性は保たれないんじゃないかと思います。ただその辺を事務局の書類受理の手順としてこう明確化されてこなかったというところは、ちょっともうその時点で不備なのかなあというふうに思っているんです。これまでの流れでいうとここの最低限出された金額がこちらのものに上回るものでなければ、とりあえず書類としては受理するという意味でこれまではここに出されてきたということかなというふうに推察するんですがいかがでしょうか。

(事務局)

そうです、全てをなかなか完璧に確認っていうのはなかなかこちらでもできなかった状況が実はありまして、その中で今回こういうふうに判断させていただいたところに

はなると思います。

(副委員長)

この収支計画書の中で金額の誤りがあった場合には不適合としますというか、不受理としますというふうに、書いておけば明確だと思うんですけども、それがないので、今回はその総額が要するに超えてなければという一文しかないということですよ。じゃあその計算式に間違いがあった場合にどうするのかっていう判断が曖昧になってしまっているということですよ。それは明確にもう今さら、ここで勝手に後付けでルールを決めるわけにはいかないと思うので、これまでやられてきたやり方を一部は尊重する方法でいくべきかなと私は思います。

その要するに、議論の俎上に載せるのか載せないのかの判断に関して、今までの事業者さんと公平になるようにしたほうがよろしいのかなっていうふうに私は思います。

(C特別委員)

これまでも市が提示している委託料の見積上限額を超える見積りを提出した事業者はあったんですか。

(事務局)

今まではないです。合計のところではないです。内訳の中での間違いっていうのは多少なりともありましたし、我々のほうでそれを間違えてるから再提出っていうこともできませんので、そのままお示ししますっていうかたちにどうしてもなってしまうというか。

(C特別委員)

上限額の欠格事項に抵触するほどの大きな間違いじゃなかったということですよ。その訂正してもしなくても欠格事項に抵触しないっていう中では訂正はまだあり得るかもしれないけれども、欠格事項に抵触するところでの訂正っていうのはこれまでなかったんですか。

(事務局)

そうなりますね。今回についてもやはり合計の金額、計のところの金額が合計金額を超えているわけではないので、市としては提出された時点でそれが上限金額を超えているというふうには判断できないのでこのままお出ししているということです。そのままのかたちで仮に間違っても訂正をして差し替えてということではなく、実際今日このお話が上がる前の時点で我々は実は事前にかけていたんですけれども、これをもって差し替えてということは本来事業者がやるものを我々が手を加えるのはできませんので、そのまま間違えているままお出ししているということです。

(C特別委員)

選定委員会がある以上、選定委員会のある過程で事務局のほうで資料を触るっていうのは許されないことやと思いますので。

(事務局)

そうですね。

(C特別委員)

ただこの資料自体、このファイルは当然ながら応募があった時点で当然受け取るときに吹田市はこのファイルは開かないわけですよ。開いて指摘はされるんですか。

(事務局)

開いて指摘っていうのはしてないです。

(C特別委員)

内容に関して指導はされないですよ。当然ながら、これはこうしたほうがいいですよ、こうこう書いたほうがいいですよって。ないですよ。

(事務局)

そうですね。書き換えてくださいってお返りするっていうかたちはできないです。

(C特別委員)

であればもうこの資料を基に判断するしかないんじゃないかなって一般的には思うんですけれどね。少なくとも我々の後ろにいるたくさんの保護者達はおそらくそう判断されるんじゃないかなと。代表で来てますんで。と思います、そこは。実際この場にもいろんな立場で来られていると思います。我々保護者の立場で、おそらくこの6名の保護者の後ろにはもう1,000名を超える保護者がいてると思いますんで、分からないけれども。でまああと、それぞれ例えば、小学校の校長先生の立場であれば、例えば自分の児童を任せる事業者が果たして、この欠格事項に抵触しているところが自分達の学校の児童に任せていいのかとか、それぞれの立場から見るとこの欠格事項に抵触している事業所が実際に自分達の子どもを預ける事業所になるのかどうかというところは正直なところ、この選定委員会で内容を漏らしてはいけないとありますけれど、ただ逆に言うちょっと我々は欠格事項に抵触しているところをテーブルに上げたことを黙認しましたよっていうことは、我々の立場では許されないことやと思いますんで、そのところはちょっとね、僕達の学童ではないので、我々の後ろにいる子ども達の学童ですから、そのところはちょっとくんでいただきたいなというふうに。

実際に例えば有識者の皆さんが普段ですね、研究されている実際の子ども達の発達段階においてそこを面倒を見ていく第一線の指導員を預かっている法人が欠格しているところだったというところを加味していただいて、本当にそれでもテーブルに乗せて我々は本当に審議をしていってやっていくのかなというところですよ。例えばね、こういった収支を出してくる事業者があったときに、その事業者は適正な事業者だと判断して、仮にこの項目は点数が低かったとしても、この意識を持った事業者、欠格事項を出してしまう事業者、本当にそこがこれから先も適正な会計をした上で200名を超える子ども達を預かることができるのか、2億を超えるね、2億前後のお金を動かすことができるのかというところも、小学校の校長先生に関してもそこが本当に自分達の児童が預けれるものなのか、吹田市の方におかれても本当にそこに吹田市から委託料を支払うことができるのかということ判断するためにそれぞれの立場から選定委員会出ていると思いますので、そのところは非常に厳格に判断されたんやろなと思うんですけど。この場の感覚ではなくて、あくまでも学童に通うのは一般の方々この場にいないの方々、その子ども達ですからね。そのところはちょっと、この会議で安易な感情、感覚論で決めるのはどうかと。

(副委員長)

選定委員はあくまで受理された事業者さんの選定について話し合うことができる資格を持った人間ですので、吹田市としてこの書類が適格なのか、不適格なのかということ判断するのは私達には任されていない事項かなというふうに、すみません逃げるわけじゃないんですが、責任としては思います。吹田市さんもあくまでもその書類の受付の時点ですよ、これが欠格事項となるかどうかという判断は吹田市が決められている規定に基づかなければいけないと思うので、それをここでの例えば多数決で決めていいことなのではないかということをお聞きしたいんですが。

(事務局)

市としては計のところが上限以内に収まっているので、上限以内とは判断していますが、内訳のところで明らかに間違いがあるという認識はしています。それをもって不適合という判断はしていないので、今回この一回目はかけさせていただいているところになるんですけれども、それをもってその市の判断がおかしいっていうお話があるっていうのであれば、そこは委員として不適合という判断だとすれば、市として無視できるものじゃないとは思っています。

(委員長)

D先生からのお話も踏まえたら、私達はこの点数を付けることが今回の選定委員としての役割なので、点数として収支に関する部分っていうのは一部の点数だけを付けるという役割でしかないなので、その部分よりももっと根本的な部分の欠格の部分については、市としてご検討いただいてその結果を出されないといけないのかなあと思うんです。今すぐにその答えが出ないのであれば、私達まずはこれ一次審査の結果は今日来ていただいていますので、書いていただくと共に、その欠格にするのかどうするのかは市にご検討いただくっていうふうな二段階にして、欠格ではなく何らかのかたちでその対応を求めるというふうなことになるのか、欠格という判断をされるのかはもう少し市としてご検討いただければならない部分として持ち帰っていただくという二本柱で、もし欠格にしないで審理を続けるというのであればその方針を私達に後ほどご説明をいただく、でもし欠格とされるのであれば、お手数をおかけして申し訳ないですけれども、ご審議いただいたものについてはもう破棄というかたちで欠格という扱いをするというふうなかたちをとって、少し市で持ち帰っていただいてこの現状を、手続きのきつとこれからの見直しにも繋がってくるんだと思うんですけれども、その部分判断いただいたら、すぐに判断しなければならない部分だと思うんですけれども、今おそらくその横並びでは同意いただけないかと思っておりますので、そう



いうふうなかたちをとるのでどうかと思うのですが。

(C 特別委員)

その審議ですかね、議論されるときにですね、忘れないでいただきたいのは、欠格事項、応募事業者に次の行為があった場合には失格とする、選定対象から除外するという中に、市が提示する委託料見積上限額を超える見積りを提示した場合とありますので、この欠格事項のうちの(7)これに実際に抵触して上限額を超える見積りを出した事業者をテーブルに乗せ続けるのかどうかという視点の判断、おそらく間違えとったんだからしゃあないよね、ある程度やろかねってそういう感覚のものではないと、実際に欠格事項に明らかに抵触しているものを判断されるっていうポジションで考えていただかないと困るかなと。これまでの吹田市の皆さんのお話をお聞きしていたらテーブルに乗せようよっていう感覚を我々は受け取れるようなかたちの今発言が非常に多いので、もう一度第三者的に冷静にもう一回見ていただいて、欠格事項(7)に完全に抵触するものが提出されているというところを念頭に置いて話をしていただかないといけないのかなと。要は欠格事項に抵触したっていうこの欠格事項を守るのか破るのかっていう議論になると思います。ですよね。実際これ超えてますんで。

(事務局)

先ほども申し上げたんですけれども、それを合計でみるかどうかの判断になるかと思うんですけれども、私ども出させていただいているので、明らかに超えているとは思っては出してはいないです。

(委員長)

そうですね。利用者の側からするとこんなもの出してっていうふうなところで。

(事務局)

おっしゃるところは確かに、はい。

(委員長)

そうなるのはもちろんのことだと思えますけれども、事務手続き上の見方っていうかたちを言うとちょっとあれあるかもしれませんが、金額としてはこの書類の部分は合っているというか、この上限を超えていないというふうな判断で市が受け付けたっていう部分の両方の側面があると思えますので、その部分をどう判断するか、で今回の手順の不適切さもあると思えますが、その部分をどう今回は考え、今後どうしていくかっていうところについては。

(副委員長)

例えば委員がこれは不適切ですよってっていうふうに意見が一致すれば欠格にできるということですか。市の判断と食い違うということになるんですけど。それを我々ができるのかどうかを。

(事務局)

欠格にあたるかどうかというのは市が判断をいたします。欠格にはあたらないという判断をさせていただいて、こちらにお持ちしております。こちらに上がった以上は選定委員会としまして、選定結果として、選定対象外とされたという見方になってくるかと思えます。

(副委員長)

選定結果として選定対象外にはならないと思うんですが、選定しないという判断な

ので。

(事務局)

先ほど言っていたとおりですね、ちょっと詳細に関しましては、一度市の例えば法規担当ですとかそれぞれにお話しさせていただきまして、確認させていただきたいと思います。

(委員長)

これまでの判例であったりとかいうふうな部分を確認されて、法的にも問題ないかたちで手続きのほう進められたらとは思いますが、どうなるか分からないけれども今回は点数を付けていただくと、そのものとの二段階のかたちで。

(副委員長)

結局、今の話ですと、吹田市の判断としてはこれは審査の対象になるのでここで審査をしてくださいってことですよね。

(事務局)

はい。ですがその。

(副委員長)

今、特別委員の方からご意見があったように、その点を。

(事務局)

おっしゃられたことについては、法的に問題がないかの確認はさせていただきたいなと思っております。

(C特別委員)

法的なというのは、吹田市の内規、何に対する抵触ですか。法的な問題って。

(事務局)

市というその、執行するとして問題がないかっていうところを。

(C特別委員)

何と照らし合わせるんですか。吹田市の何かサービス規程か何かと。

(事務局)

総合的な法律に、様々なところに抵触しないかっていうところを確認させていただくということです。

(委員長)

計算間違いっていうことでこの収支計画書を出されている状況っていうのがあり得ないとも思うんですけども、それを計算間違いの部分をどういうふうに扱うかって。

(副委員長)

書類不備ですよ。

(委員長)

そうですね。

(副委員長)

書類不備にあたると思うんですが、その書類不備というのが、これがいわゆる欠格事項にあたる書類不備なのか、一般的な書類不備なのかっていうことの判断をこれからされるっていうことですよ。

(事務局)

そうですね。市の内部の法規担当がございますので、そこに問題がないかっていうところを判断させていただきたいと思います。

(副委員長)

先ほどおっしゃっていた、こちらの委員会のほうにもう判断が移っているのでこちらで決を採るといような話はもう無しということですか。

(事務局)

その部分に関してはそうさせていただければと思います。

(委員長)

委員の皆様いかがでしょうか。

(E委員)

決を採るっていうことですか。採らないっていうことですね。

(委員長)

採らないで市がもう一度この部分について欠格にしないで進めても法的に、法的にという言い方があれかもしれないですけども、問題がないかを内部の中でもう一度確認した上で、問題がないということであれば、今回この点数出されたものの一次審

査を行う、問題があるということであれば欠格というかたちで、審査を行われなかったということ、審査除外として通告するというふうな二つの柱、ただ時間を取っていただいているので書いてはいただいおく、その結果を待って書くわけではなく、結果によっては使用するかもしれないものを書いていただくというふうなかたちを採っていただこうと思います。もうこれはある意味それです承というかたち、問題がなければ。いいですか。決を採るようなものではないですよ。

(B 特別委員)

説明とかはいただけるんですか。何で欠格事項にあたらなかったのかってというのは。

(事務局)

説明に関しましては説明させていただきたいと思います。

(委員長)

書面などでですかね。

(事務局)

そうですね。

(委員長)

今週 1 週間以内に、1 週間以内というかすぐにでも、週明けご連絡いただいた状況で、状況をご報告いただくということをお願いします。

(C 特別委員)

その議論される中で、放課後子ども育成課のほうで判断されるってということですか

ね。で議論されるということですか。

(事務局)

含めてということで。

(C特別委員)

というか今選定委員の中でもですね、地域教育部のほうからも出てきていただいていると思いますので、この議論には選定委員である立場上、この議論に入られたりとか事前に助言されたりとか指導されたりっていうことはありますか。

(F委員)

ないです。

(C特別委員)

そこは絶対守っていただきたいと思いますので、まあそこは。

(F委員)

今日は立場上、私委員として、地域教育部、行政の代表として来させていただいています。その中で今日はもちろん予算の関係ですかね、そこでこれが間違っている自体がこの土俵というか、ここに上がるのがおかしいんじゃないかなというご指摘をいただいているものやと思いますけども、その他の部分も一応書類全部読まさせていただきました。他の事業者の分も、皆さん苦勞して読まれたと思います。皆それぞれが一生懸命子ども達のことを考えていろんなことを考えていただいているので、一定の審査は今ほさせていただきますいなあというのは今私一委員としては思っております。

(C 特別委員)

やっぱり統括される部署の部長さんで入られてるんで、要は投票する側と開票される側の部署を兼任されてる状態になってますので、そのところは線を引いていただきたいと思います。

(F 委員)

もちろんそれは、はい。

(委員長)

ありがとうございます。他の委員の方々、お待ちいただいてだったんですけども、他に何か財務関係でお気づきのご質問など。

よろしいでしょうか。

では、お時間も押してしまって申し訳ないんですが、こちらで、一次審査に入る前に、本日は、採点票を提出された委員から順次退席となりますので、一次審査結果の通知方法と次回二次審査があった場合の予定について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

(事務局)

それではまず一次審査結果につきましては、本日全採点票を皆様からご提出いただいてから事務局で集計させていただきまして、ちょっと一定確認事項というのがございますが、できるだけ早い日に、本日の審査が有効ということになりましたらその事業者も含めまして、委員の皆様、二次審査の開催のご案内のほうを書面で御報告させていただきます。

次回は来週の日曜日、9日の日程としておりまして、一次審査を通過した事業者を対象に、本日と同じこちらの場所で、研修室のほうで、事業者のほうを呼びまし



て、プレゼンテーションと委員の皆様からのヒアリング審査を実施いたします。

開始時刻、終了時刻につきましては、一次審査結果を見てからの判断になるんですけれども、仮に5事業者全てが一次審査を通過した場合の想定でございますが、午前9時から午後6時頃までの想定を今現在してございます。長時間となりますけれども、よろしく願いいたします。

なお、特別委員の皆様につきましては、一次審査と同様に、対象育成室のみの審査となりますので、一次審査の結果を見まして、最終的なご参加の予定時間を近日中に開催案内と合わせて書面でご報告させていただきます。

また、お渡ししております応募書類等につきましては、9日のヒアリング内容のご検討を一週間の間にしていただいたりということも考えますので、本日はお持ちいただいているかと思うんですけど、荷物になります。本日お持ち帰りいただいて、9日にあらためて回収のほうをさせていただきます。お手数をおかけしますがあらためてご持参のほうをお願いいたします。

説明は以上になります。

(委員長)

それでは、これより一次審査を開始していただきたいと思っております。

ご質問などがございましたら、挙手していただければ、事務局が説明に上がらせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(B特別委員)

すみません。ちょっと一次審査に入る前に確認事項があるんですけれども、二次審査に移った場合のことなんですけれども、質問時間はどのようになっているか確認させていただきたいんですけれども。

(事務局)

委員の皆様から応募事業者への質問時間につきましては、当然、対象の育成室の委員の皆様の7名だけのかたちになるんですけども、1人ずつ持ち時間としまして5分程度を1人ずつ、事業者の答える時間を含めてになるんですけども、持ち時間として5分程度を1人ずつ7名質問していただきまして、その5分でちょっと収まらなかったという場合を想定しまして、7名の質疑が終わった後に15分から20分程度の追加のご質問の時間というのを挙手制でお願いしたいと思っております。

(B特別委員)

最大20分というかたちですか。

(事務局)

そうですね。一次審査の結果を見てまた判断させていただこうと思っておりますが、それぐらいの時間は確保を今時点でしております。

(C特別委員)

今日の書類のこともあるんで、おそらく質問の時間は増えると思うんです。なんで、時間の制限を設けられると非常に不安を感じますので、これだけ大きな審議ですので、ある程度はやっぱりこちらで出てきている質問というのは答えられて、クリアな状態になってから採点しないといけないのかな。特に今日の状況を見てましたら、おそらく納得いかないままグレーなままに採点するのは非常に危険なことやと思いますので、採点時間を先に制限されるというのは不満を、まあプレゼンテーションを聞いていないので、どの程度の質問が出るプレゼンテーションか分からないので、それを最初からちょっと決められるっていうところの運営をちょっとできれば考慮していただきたいなど。

(委員長)

特別委員の皆さんは事業者ごとに入れ替わっていただくかたちになりますので、次の時間っていうのをある程度決めておかないといけないところも運営上あるかと思うんです。もし追加で質問足りないものがあればというふうな場合にどうするかですけども。前回の状況から。

(副委員長)

前回は非常に。

(委員長)

前回、そうかそうか。

(事務局)

昨年に比べると応募事業者の数が少ないので、昨年よりはゆったりと質問の時間を取らせてもらえるとは予定しています。間の時間に昨年はほとんど休憩も取れていなかったんですけども、休憩時間も取る予定をしているので、休憩時間を少し削ったりとかしながら、ご質問が多ければその育成室とかそのグループについてはなるべく質問の時間を多く取るというのはさせていただきたいとは思っていますので。もし今回の選定の中で応募事業者の数が一次審査で通過しなかった場合、数が減りますんで、もう少しゆったり時間を取ったりすることは可能かとは思いますが、今の9時から6時までという時間でいきますと今申し上げたようなくらいの時間は必ず確保できるかなと。それ以上に確保しないつもりではありませんので、なるべくこうそのグループがお昼休み前とかになるのであれば、その10分でもお昼休みを削るなりとか、間の休憩時間を削るなりするかたちで質問の時間はなるべくゆったり取れ

るようにさせていただきたいとは思いますが。

(C特別委員)

昨年はすごく長引いたんですね。

(委員長)

こちらで聞いていただいたほうがいいかもしれません。

(C特別委員)

非常に長引いたん、去年なんか。

(事務局)

そうですね。

(C特別委員)

それだけかけて、そこで決まったところも3年待たずに撤退したところもあるか  
と思いますんで、議論長くてもそうになってしまうということやから、まあ慎重な議論  
が必要なんじゃないかと我々保護者のほうは捉えていますんで、そこはちょっと十分に  
考慮していただけたらなと思いますので、よろしくをお願いします。

(副委員長)

新規のご提案というか、事前質問というのは無理なのでしょうか。保護者の方が事  
前に今回書類を見て疑問に思ったことなどを、もしか二次に進まれた場合にはこのあ  
たりをお聞きするというかたちのものを最初に提出しておくというものは無理なので  
しょうか。

(C特別委員)

ちょっとね一次でいっぱいいっぱい、二次のことまでちょっと考えられないです  
実際。実際納得いく質問ができるかどうかちょっと分からないですけどね。

(副委員長)

そうですね。

(C特別委員)

可能なのであればできるよっていうくらいで。実際顔を見てお尋ねしたいこともあ  
るかと思imasるので。できればね、そのシステムがあればありがたいと思imasすけ  
ども。

(委員長)

スケジュールが1週間という中で。

(事務局)

事前の回答まで求めるのは時間的に難しいかと思うんですが、あと応募事業者に事  
前に質問を出すというお話も全くこれまでしていないというところで、ただ状況が状  
況で分かりますので、一律に特定の事業者だけじゃなくて一律にそういうかたちを今  
回はとるということで委員会で決めていただきましたら、一定対応を求めるというの  
はできるのかなあと思imasす。

(C特別委員)

それについても市のほうのホームページの二次審査のプレゼンテーション及びヒア

リングというところのですね、(3) のところに、「プレゼンテーション及びヒアリング 30 分程度」とありますので、さきほどのその吹田市が発信している内容を我々が触っているのか、これもしも可能になった場合には、逆に先ほどの欠格事項に関しても我々審議できる立場にできるんじゃないかなと、同じところに書いてますんで。30 分程度のプレゼンテーション及びヒアリングというところで、ちょっとそこを安易に決めてしまうのも危険だと思いますので、そこはちょっと慎重に議論してから、例えば事前質問ですけれども、事前質問が可能かどうかも考えたほうがいいんじゃないかなと、ちょっと固いようで申し訳ないんですけれども、というふうに思います。同じホームページの同じところに書いてますんで、今の質問時間に関するのと、それから欠格事項に関する記載は同じところに書いてますんで。

(委員長)

合わせて市のほうでご検討いただいて通知のほういただくかたちでお願いできればと思います。

(G 特別委員)

仮に事前質問可能になった場合は 9 日までに業者のほうにそれを送るんですよ。

(事務局)

実際に物理的に時間が短いのでなかなか難しい部分ではあるかと思います。

(G 特別委員)

なのでちょっと、そのことに関しては早めにいただけたら、仮にここに書かれていることって表面上やったり、ここってどうなんだろうなんみたいなんも多々あるんで、それをしていただくほうが私的にはちょっと助かるなっていうのもあります。

(委員長)

はい、以上でよろしいでしょうか、ご質問などは。

はいそうしましたら、これからの審査におきましては、同じ育成室の特別委員さん同士でのご相談は結構ですが、育成室を超えると事業者さんの問題がありますので、ご相談はしていただけませんので、その点よろしくお願いいたします。

それでは一次審査のほうを始めてください。

(各委員による審査)

(閉会)